

認可地縁団体について (地方自治法第260条の2の概要)

1 制度創設の背景

日常生活レベルにおいて住民相互の連絡等の地域的な共同活動を行い、地域社会において重要な役割を担っている自治会、町内会等の地縁による団体は、いわゆる「権利能力なき社団」に該当するものと位置づけられてきた。

こうした権利能力なき社団については、その資産は構成員に総有的に帰属するが、不動産登記については、代表者名義等により不動産登記簿に登記するより他に方法がないとされていた。

このため、平成3年の地方自治法改正により、地縁による団体が権利能力を取得(法人格を取得)する制度が創設された。

この改正では、地縁による団体は、地域的な共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める範囲内において、権利を有し、義務を負うこととされた(地方自治法第260条の2)。

2 制度の概要

(1) 地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

(2) 認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。

また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

(3) 認可要件

① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理 等

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること

④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項 等

3 認可状況

平成25年4月1日現在 44,008団体 ※参考:地縁団体数 298,700団体

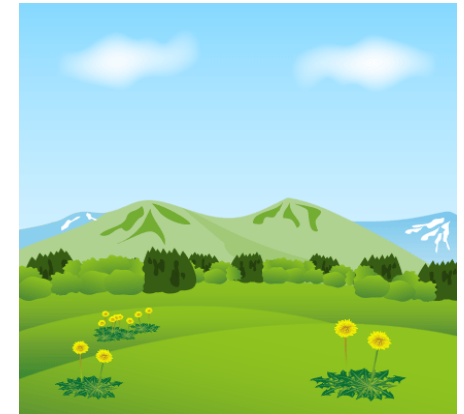
認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

1. 現行制度

- 平成3年の自治法改正によって、地縁団体(自治会、町内会など)が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度(認可地縁団体制度)が導入された。

2. 地域における事例

- 地縁団体が戦前から保有する山林について団体名義への所有権の移転登記をしようと考えたが、登記簿に表示登記された所有者(107人)の多くが既に死亡しているため、その相続人の確定に膨大な手間や費用がかかり、移転登記が困難な状況となっている(高知)。
- 地縁団体が保有する共同墓地の一部を、道路拡幅のため買収する必要が生じ用地提供を申し入れたが、関係する登記名義人は明治生まれで既に死亡しているため、相続人の把握や同意を得ることができず、やむなく事業計画を変更した(群馬)。



⇒ **登記の円滑化を図るため、市町村長が一定の手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記の申請を行うことができる特例制度を創設する。**

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

【地縁団体（自治会、町内会など）が所有する不動産】



(参考) 認可地縁団体制度

平成3年の自治法改正によって、地縁団体（自治会、町内会など）が、市町村長の認可を受けた場合、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができる制度（認可地縁団体制度）が導入された。

【認可地縁団体】

登記名義人：○山○夫、×川×彦 …

相続人の所在がわからない等により…

移転登記できない

登記名義人：△△自治会

【市町村】

②提出資料の確認

③公告(3月以上の期間)

異議がなかった場合

④証明書の交付

①申請

<申請要件>

- (1) 認可地縁団体が所有
- (2) 10年以上占有
- (3) 登記名義人又は相続人の所在が知れない など

移転登記可能に